

## 生野区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業「ご近“助”パワフルサポート事業」業務委託(概算契約)	その他代行	(社福)大阪市生野区社会福祉協議会	14,373,542	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
2	「生野区子ども地域包括ケアシステム」業務委託	その他代行	(社福)大阪市生野区社会福祉協議会	5,582,567	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
3	令和4年度大阪市生野区新たな地域コミュニティ支援事業業務委託	その他代行	(株)コリアジャパンセンター	14,361,908	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	令和4年度JR桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業	その他代行	(特非)IKUNO・多文化ふらっと	2,807,994	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
5	令和4年度もと生野小学校外3校ガスヒートポンプ空調機保守点検業務委託	建物等各種施設管理	大阪瓦斯(株)エナジーソリューション事業部	1,504,910	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

No. 1

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業「ご近“助” パワフルサポート事業」業務委託
- 2 契約の相手方  
社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会
- 3 随意契約理由  
「地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業（ご近“助” パワフルサポート事業）」は、区CM予算の「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（以下 見守りネットワーク強化事業）」の関連事業で行う区独自事業であり区で契約することとなるが、本事業は、行政名簿では把握しきれていない、地域の要援護者を掘り起こし、地域の見守りに繋げていく事業であることから、見守りネットワーク強化事業の契約相手方の予定事業者である生野区社会福祉協議会に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、特名随意契約するものとする。生野区社会福祉協議会が見守りネットワーク強化事業を受託できなかった場合はこの事業を受託した事業所と契約するものとする。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署  
生野区役所保健福祉課（電話 0 6 - 6 7 1 5 - 9 8 5 7）

## 随意契約理由書

1 案件名称

「生野区こども地域包括ケアシステム」業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会

3 随意契約理由

令和2年度から、実施している「生野区こども地域包括ケアシステム」は、生野区社会福祉協議会の受託事業である、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下、見守りネットワーク事業）及び、「地域ボランティアによる福祉のまちづくりご近“助”パワフルサポート事業」（以下、ご近“助”パワフルサポート事業）にて、すでに築かれた地域ネットワークや、要支援者のニーズと地域資源のマッチングのノウハウを、子育て支援にも活用し、また、小中学校や、保育園・医療機関・民間事業者とも連携して、こどもの見守りネットワークを構築する区独自の事業である。

見守りネットワーク事業及びご近“助”パワフルサポート事業を受託する事業者が、本事業を理解し、効率的かつ効果的に目的を達成できる事業者であると考え、見守りネットワーク事業及びご近“助”パワフルサポート事業の契約相手方の予定である生野区社会福祉協議会に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特名随意契約するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所保健福祉課（電話06-6715-9024）

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和4年度大阪市生野区新たな地域コミュニティ支援事業業務委託
- 2 契約の相手方  
株式会社コリアジャパンセンター
- 3 随意契約理由  
本事業は、各地域まちづくり協議会の自律運営に対する支援であり、その支援の方法・体制については、単純に価格比較だけではなく、民間事業者の柔軟な立場やノウハウを活かした支援体制・業務手法等を総合的に勘案して受託者を選定する方式を採用することが、各地域まちづくり協議会の自律運営という事業効果を生み出すために有効と考えられる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式の随意契約を行う。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
生野区役所地域まちづくり課（電話06-6715-9734）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和4年度JR桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業
- 2 契約の相手方  
特定非営利活動法人 IKUNO・多文化ふらっと
- 3 随意契約理由  
本事業は、活力ある地域社会づくりをめざし、より多くの多様な世代の住民の交流を図り、地域資源の循環を生み出しながら地域課題の解決を図ることを目的として実施する。その実施手法・体制については、単純に価格比較ではなく事業者の支援体制・業務手法等を総合的に勘案して受託者を選定し、住民参加型のコミュニティビジネスの手法を採用することが、地域課題の効果的な課題解決に有効と考えられる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式により選定した事業者と随意契約を行う。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
生野区役所地域まちづくり課（電話06-6715-9009）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和4年度もと生野小学校外3校ガスヒートポンプ空調機保守点検業務委託
- 2 契約の相手方  
大阪瓦斯株式会社 エナジーソリューション事業部
- 3 随意契約理由  
もと生野小学校外3小学校については、令和4年3月31日をもって小学校として共用廃止し、民間事業者による活用までの間、施設の維持保守を生野区役所で行うこととしている。空調設備保守については、民間事業者による活用後も引き続き使用することを前提としており、保守契約を継続しなければ、事業者による活用後に保守契約が困難となることから、継続して実施するものである。  
設置されている空調機については、電気式エアコンやテレビ等家電製品の普及に伴い増加し続ける電気需要量を削減するため、国からの要請を受け「一般ガス事業者」である東京ガス(株)と大阪瓦斯(株)が共同で開発したガスヒートポンプ空調機である。技術提供によりヤママー等のエンジン製造会社でも製作を行っているが、自社での製作機種以外の保守点検は実施していない。  
そのため、当施設の空調設備を含め大阪市域での設置工事は大阪瓦斯(株)が行っており、また、空調機を24時間体制で保守点検業務を実施できるのは、大阪瓦斯(株)のみであることから、特名随意契約を行う。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
生野区役所地域まちづくり課(電話06-6715-9017)